平成２６年（フ）第３８９号
札幌市中央区南16条西４丁目２番１―302号、申立時の住所札幌市中央区南２条西８丁目11番地　クルーザーバレータワーＳ２―906号
債務者　鈴木　泰行
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６号
岩手県滝沢市鵜飼上山32番地116、旧住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字鬼越６番地16
債務者　森外　香澄
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５７号
群馬県前橋市東金丸町171番地47
債務者　神村　皖子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
埼玉県熊谷市曙町４丁目85番地１　ベルピア熊谷第４―104
債務者　八木　千草
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７５号
埼玉県東松山市六軒町19番地９　コーポアプリコット202号
債務者　中園鉱一郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７６号
埼玉県東松山市六軒町19番地９　コーポアプリコット202号
債務者　中園まゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２５号
千葉県銚子市海鹿島町5542番地の３　みよし荘
債務者　長谷川幸哉
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６６号
相模原市南区東林間１丁目２番21号　東林間ハイツ201
債務者　熱海　岳夫
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６７号
相模原市南区磯部397番地１　ヴューステージ204
債務者　小林由紀恵（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６８号
相模原市南区新磯野１丁目26番２号　プレジオⅡ101
債務者　須田　英二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７０号
相模原市南区磯部1147番地１　ライフレビュー相模の丘404
債務者　井上みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７１号
相模原市緑区原宿４丁目16番10号
債務者　小沢　勝朗
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９号
新潟県燕市大曲4355番地３
債務者　関根美智子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１０号
新潟県三条市北五百川95番地
債務者　飯塚　フユ
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２５号
静岡県富士宮市富士見ケ丘718番地
債務者　瀬窪　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０号
京都府福知山市土師宮町２丁目115番地　シャトー土師Ｂ１号
債務者　砂田　京子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１２２２号
堺市南区新檜尾台３丁２番11―104号
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係